

2024年11月18日

お客さま各位

呉信用金庫

㈱クレディセゾン ローン契約規定改定のお知らせ

日頃は、当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

2024年11月18日をもちまして「くれしんフリーローン自由設計〈㈱クレディセゾン保証付き〉」のローン契約規定を下記のとおり改定しますので、お知らせいたします。

改定後の規定をご要望の際は、当金庫ホームページに掲載いたしますので、そちらをご覧ください。

記

1. 規定改定日

2024年11月18日（月）

2. 改定内容

商品名の改定について、本規定に反映します。

詳細は、次項の「新旧対照表」をご覧ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先

呉信用金庫 営業統括本部 個人営業統括部

担当：菅野

電話 0823-24-1224

## 新 旧 対 照 表

————が改正部分

改 正 後	改 正 前
規 定	規 定
<p>第1条（契約の成立）            ～第6条（報告及び調査）省略</p> <p>第6条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1. 省略</p> <p>2. (1)～(3) 省略</p> <p style="padding-left: 20px;">(4)借主が電子交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき</p> <p style="padding-left: 20px;">(5)～(9) 省略</p> <p>3. 省略</p> <p>第7条（反社会的勢力の排除）            ～第19条（個人情報に関する同意）省略</p> <p>第20条（合意管轄裁判所）</p> <p>この契約について紛争が生じた場合には、借主の住所地および金融機関本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするものとします。</p> <p style="text-align: right;">以下、省略</p>	<p>第1条（契約の成立）            ～第6条（報告及び調査）省略</p> <p>第6条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1. 省略</p> <p>2. (1)～(3) 省略</p> <p style="padding-left: 20px;">(4)借主が手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき</p> <p style="padding-left: 20px;">(5)～(9) 省略</p> <p>3. 省略</p> <p>第7条（反社会的勢力の排除）            ～第19条（個人情報に関する同意）省略</p> <p>第20条（合意管轄）</p> <p>この契約について紛争が生じた場合には、金融機関本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするものとします。</p> <p style="text-align: right;">以下、省略</p>